

評価における透明性確保の考え方について

平成 22 年 4 月 28 日

新型インフルエンザワクチン開発
・生産体制整備事業評価委員会

厚生労働省医薬食品局

新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会運営規程の
8の規定に基づき、以下のとおり定める。

1. 公表内容

①評価委員会委員名簿

【公表時期】評価委員会開催後、速やかに公表。

※ 評価の公平性確保の観点から、委員に対して、評価やその後のフォローアップ等に影響を与える行為を行うことは禁止する。そのような行為について、委員からの報告等により明らかとなった場合には、その旨を公表する。

②評価委員会議事要旨

【公表時期】各会議につき議事要旨作成後、速やかに公表。

※ 参考：新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会運営規程

7. 評価委員会は、各法人の製造技術等の企業秘密に関連する事項についても評価を行うことから、原則、非公開で開催するものとする。

この場合、座長は、議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

議事要旨においては、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除くこととする。

③採択事業

【公表時期】厚生労働大臣により採択事業が決定された後、速やかに公表。

※ 採択されなかった事業については、法人の競争上の地位に関わるものであることから、非公表。

2. 公表方法

厚生労働省ホームページに掲載して公表。

3. その他

採択時においては、その法人に対して採択結果を公表する旨伝える。